三田市告示第　２１６　号

下記「公示送達書」に掲げる書類について、送達を受けるべき者の住所、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び、三田市市税条例（昭和３２年条例第１２号）第１８条の規定により、その旨を公示する。

なお、当該書類は、三田市税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

令和　８年１１月１８日

兵庫県三田市長　　田村　克也

記

送達を受けるべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名

公示送達書

令和8年11月18日

兵庫県三田市長　　田村　克也

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者の氏名
令和８年度	市県民税・森林環境税	第２期	督促状	吉田　憲弘